

## 第19回軽米町議会定例会

令和7年12月4日(木)  
午前10時00分 開議

### 議事日程

#### 日程第1 一般質問

3番 上山 誠君  
1番 田中祐典君  
6番 中村正志君  
7番 田村せつ君

○出席議員 (12名)

1番 田 中 祐 典 君	2番 甲 斐 錦 康 君
3番 上 山 誠 君	4番 西 館 徳 松 君
5番 江刺家 静 子 君	6番 中 村 正 志 君
7番 田 村 せ つ 君	8番 茶 屋 隆 君
9番 大 村 稲 君	10番 細谷地 多 門 君
11番 本 田 秀 一 君	12番 松 浦 満 雄 君

○欠席議員 (なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	江刺家 雅 弘 君
総務課	長	日 山 一 則 君
政策推進課	長	野 中 孝 博 君
政策推進課主幹		鶴 飼 義 信 君
会計管理者兼税務会計課長		寺 地 隆 之 君
税務会計課主幹		於 本 博 之 君
町民生活課長		輪 達 ひろか 君
健康福祉課長		竹 澤 泰 司 君
健康福祉課主幹		日 向 安 子 君
産業振興課長		輪 達 隆 志 君
地域整備課長		神 久 保 恵 藏 君
水道事業所長		神 久 保 恵 藏 君
教育委員会教育長		久 保 智 克 君
教育委員会事務局教育次長		古 館 寿 徳 君
選挙管理委員会事務局長		日 山 一 則 君
農業委員会会長		笛 山 結 実 男 君
農業委員会事務局長		輪 達 隆 志 君
監査委員員長		日 山 充 君
監査委員事務局長		関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関 向 孝 行 君
議会事務局主任	竹 林 亜 里 君

議 会 事 務 局 主 事 補

向屋 敷 莓 君

---

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君）　ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君）　日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって3番、上山誠君、1番、田中祐典君、6番、中村正志君、7番、田村せつ君の4人とします。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（松浦満雄君）　これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

---

◇3番　上　山　　誠　議員

○議長（松浦満雄君）　3番、上山誠君。

通告した質問方式は、一問一答方式です。持ち時間は60分で、11時までです。

〔3番　上山　誠君登壇〕

○3番（上山　誠君）　おはようございます。3番、上山誠です。議長の許可をいただきましたので、私からは通告しておりますとおり、町の農業振興についてお伺いします。

町は、農業を基幹産業と位置づけ、農業振興を図ってきました。町は、過疎化、高齢化などによる後継者不足などの影響もあり、遊休農地が増加しているように感じています。町は、新規就農者の確保、担い手育成、地域の中心経営体への農地集積を推進し、経営規模の拡大を進め、遊休農地の減少に努めてきました。また、担い手の育成・確保の施策では、軽米町親元就農給付金事業やスマート農業導入補助金などで担い手の育成、確保に取り組んできましたが、さらなる支援が必要ではないかと思います。担い手を育成・確保することは、町の農業を守ることにつながり、遊休農地対策にもつながると思い質問をさせていただきます。

1点目、地域農業マスタープラン、今は地域計画ですが、などの遊休農地対策で遊休農地の現状と今後の町の取組を伺います。

2点目、新規就農者支援事業や町の親元就農給付金事業などの担い手育成・確保対策の成果と課題、今後の取組をお伺いします。

3点目、担い手育成と人材不足対策として、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、つくることで農業支援にもつながり、町の移住と若者の定住につながると思いますが、今現在の状況と今後の取組を伺います。

以上3点、答弁方、よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 上山議員の町の農業振興についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の遊休農地の現状と今後の町の取組についてお答えいたします。遊休農地の現状につきましては、農業委員会が毎年行っている利用状況調査において、新たに発生した遊休農地面積は、令和4年度が約34ヘクタール、令和5年度が約43ヘクタール、令和6年度が約15ヘクタールとなっております。

遊休農地が増加しますと、環境の悪化を招き、野生動物の増加や雑草、病害虫の発生により周辺農地にも悪影響を及ぼすことから、その対策は非常に重要であると考えております。

遊休農地対策につきましては、高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を農地中間管理機構が借り受け、認定農業者等の担い手に貸し付ける農地中間管理事業の活用、また地域の共同活動や営農活動を支援する中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の活用、さらに農地パトロール等の現地調査を実施しながら、農業委員会をはじめ関係機関との連携により、遊休農地の発生防止、解消に努めてきたところであり、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年度町では10地区の地域計画を策定したところであり、地域での話し合いを継続し、地域計画のブラッシュアップを行いながら、次世代に農地を引き継ぐための取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の新規就農者支援事業や軽米町親元就農給付金事業などの担い手の育成・確保対策の成果と課題、今後の取組についてお答えいたします。新規就農者に対する支援事業につきましては、これまでに国の経営開始型資金を14人が活用しており、現在11人が農業担い手として定着しております。また、軽米町親元就農給付金事業では、9人が補助金の交付を受け、8人が担い手として定着しており、本事業が就農直後の経営確立の支援策として一定の成果を上げているものと捉えております。しかしながら、現状では担い手が十分足りている状況とは言えず、今後さらに深刻化するおそれがあります。

町では、担い手育成・確保のさらなる取組を進めるため、農作業の省力化や軽減

化に資するスマート農業などの新たな取組や、遊休農地の再生利用などを意欲的に行う農業者を支援する軽米町農業担い手チャレンジ支援事業を創設いたしました。この事業を活用することで、農作業の省力化、効率化が進み、地域の中心となる経営体へ農地の集積、集約化につなげていくとともに、遊休農地を再生利用することで農地が緩衝地帯となり、野生動物の出没が抑制されることを期待しております。

3点目の特定地域づくり事業協同組合についてお答えいたします。現在の取組状況につきましては、本年7月に開催された令和7年度第1回特定地域づくり事業協同組合勉強会へ出席し、制度の内容や県内の事例について情報収集するとともに、県内ほか市町村の取組状況などの意見交換を行ったところあります。

また、11月27日には、町内事業者を対象といたしました特定地域づくり事業協同組合に係る勉強会を開催し、協同組合の仕組みや県内外の取組事例について理解を深めたところあります。

今後も制度の活用を検討している事業者に対しまして、組合の設立、組織運営に係る財政支援等も含め相談に対応するとともに、引き続き県内外の事例研究、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔3番 上山 誠君登壇〕

○3番（上山 誠君） 答弁ありがとうございます。

まず、遊休農地のことについてなのですが、地域計画は10年後の目標地図ですよね、たしか。この計画を達成するために、やっぱり今現在の若者、担い手だけでは本当に不十分というのは町も捉えているというところで、私は答弁を聞いて思いましたが、本当に実際農業をやっていて、そう思うのです。これから10年後、ますます耕作面積を押しつけられても、遊休農地をどんどん、どんどん押しつけられても、対応できるような人材、人手も足りない、あと機械も導入、そういういろんな投資もしなければならないことになります。そういうところを考えると、今現在のこの状況を変えるためには、やっぱり何らかの手立てを打たなければならないのではないか、早めに。10年後の目標達成を達成するためには、今から取り組まなければならないと思い、まずそのことでひとつ中心経営体を育てていくために、町は今現在の状況では駄目だと理解しているのであれば、何をこれからやっていこうと考えているのか、町のさらなる、今答弁以外でいただけるものがあれば、考えていることがあるのであれば、ひとつお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） まず、いずれ先ほど答弁いたしましたように、やはり現状把握を

しっかりとやっていきたいというふうに思っております。現状で、おっしゃるとおりかなり担い手不足で減ってきております。様々な担い手、後継者の育成には、いろんな手を尽くしやっておりますけれども、さらにそういったことへの充実を図っていくことと、それからまず現状が今後どういうふうな推移をしていくか。特に最近は、物価高騰なんかで特に農産物が非常に値上がりしております。今朝の農業新聞で和牛も平均70万円を超えてきたとか、いろいろそういう情報等もございます。

そういう中で、やはり経営者と申しますか、そういう方々とこれからも様々な形でご協力いただきながら、情報交換等をしながら、しっかりと方向性を出しながら、効率のいいと申しますか、効果が出るような施策等を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔3番 上山 誠君登壇〕

○3番（上山 誠君） まず、遊休農地はどんどんこのままでは増えてくるので、今ある農家たちを育てて、やめないように対策を取らなければならないということは大切だと思います。

それで、答弁にありました軽米町農業担い手チャレンジ支援事業、これが私多分新しくこれから取り組むと思うのですが、この事業を詳しく、どのような事業でどのぐらいまで考えているのか、今考えている範囲で教えていただければと思います。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

〔産業振興課長 輪達隆志君登壇〕

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの上山議員のご質問にお答えいたします。

ただいま町長の答弁にありました軽米町農業担い手チャレンジ支援事業でございますが、これは新しく策定した補助支援事業でございまして、今度の広報かるまいお知らせ版で周知、広報をしたいと考えておるものでございますが、概要につきましては、本町における農地集積や遊休農地の解消を進めるために農作業の省力化や軽減、管理に資するスマート農業の新たな取組や遊休農地の再生利用などを意欲的に行います町内農業者に対しまして、その取組に必要な経費の一部を補助するものでございます。

補助の対象事業といたしましては、国のスマート農業技術カタログ等に掲載されております技術の導入により、農作業の省力化を図る取組を新たに行う場合の経費、それから省エネルギー効果の高い農業用機械や二酸化炭素排出削減に寄与するような農業技術の導入に資する経費、それから新たな販売促進に関する事務に要する経費、それから遊休農地の再生利用に関する事業に要する経費を対象といたしまして、

補助対象経費の合計額の2分の1以内、上限を50万円といたしまして補助金を交付するものでございます。1つの補助事業者につきまして、同一年度内は1回までの補助金交付を考えてございます。

それから、具体的な補助対象経費の内容といたしましては、講習会等を開く際の講師あるいは技術指導のための専門員、指導員等を依頼した場合の講師への謝礼ですとか、それから事業実施に必要な消耗品、それから原材料費、種苗、肥料、農薬等の農業用資材等の購入に関する経費。それから、役務費といたしまして、補助対象事業の実施に必要な農畜産物の販売促進に向けたPR活動、展示会への出展ですか、イベントへの参加料等。それから、事業遂行のために新規で農業用ドローンを導入する際のドローン操縦に係る資格の取得の手数料。それから、委託費といたしましては、自らが実行することが困難な業務等を第三者に委託する場合の委託。それから、賃借料といたしまして、会議室でありますとか会場使用料、それから事業実施に必要な機械の賃借。それから、購入費といたしまして、補助対象の実施に必要な機械設備等の購入に要する経費であって、次に掲げる条件を満たすものといたしまして、農業用機械、装置、機具、備品、ソフトウエア等の購入に要する経費であること、ただし既存の設備等の取替更新に係るものをお除きます。それから、前項の経費につきましては、送料、設置等に関する費用を含むものといたします。

それから、対象外といたしまして、対象事業の目的以外の用途に使用することが考えられる汎用性の高い設備、機器等につきましては、購入等の導入経費につきましては対象外とさせていただきたいというふうに考えております。

以上が概要になります。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔3番 上山 誠君登壇〕

○3番（上山 誠君） 答弁ありがとうございます。

では、これは上限50万円、2分の1、100万円までの事業ということですね、大体。これは、財源的には町単で行う事業なのか。そこを先に伺います。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

〔産業振興課長 輪達隆志君登壇〕

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの上山議員のご質問にお答えをいたします。

当事業の財源につきましては、国、県等の補助金を受けない町単独、実際には軽米町自然のめぐみ基金を活用した事業を実施予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔3番 上山 誠君登壇〕

○3番（上山 誠君） ありがとうございます。軽米町自然のめぐみ基金ですか、町単で

やっている事業、もうちょっと私とすればすばらしい補助事業をやっていただければと思うのですが、ちょっとやっている現場からすると物足りないなと思いまして、1つ、まずお隣、前にも言ったと思いますが、隣の南部町で行っている町単の補助事業で、スマート農業加速化支援事業というものがあります。これは、県単事業とかとは違い、今県単事業だと3戸とか、認定農業者等、最低3戸で組んで組合をつくって事業を受けなければならないというもので、県単事業とかはハードルが高い、そういうことで、そういうものとは違い個人農業者、1人から使って上限なしで補助率が最大5割の補助事業があるそうです。例えば新規の農業者は3割からそこに加算して、収入保険に入っていたら8%増えるとか、あとは認定農業者振興会に入れば2%増えるとか、そういう加算、ポイント加算をしてやっていて、上限がなしで使える、1年1回使ったら、次年度は使えないという事業なそうですが、そういう隣の町単でやっているのですから、そういう事業を思い切って何かできないものなのか。そこまでしないと、農家は設備投資、機械のそういう投資、機械の値段なんてもう1.5倍ぐらいに跳ね上がっています。農家というものは、大体自分が売るものに値段を決められないのが農家です、大体は。そういうことを考えますと、やっぱりそういう設備面の支援とか、そういう金銭的な支援として補助事業というものが必要だと思います。

南部町が取り組んでいる、このスマート農業加速化支援事業は、100万円の補助に対して、100万円の補助を受けると10アール増やすなければならないです。10年続けるという審査もあるのです。審査も厳しくして、例えば軽米町だったならば、50万円で1反歩増やすとか、そういうふうな感じにハードルをちょっと上げて、似たような事業をやってみてはどうかと思うのですが、町長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） いろいろやっていきたいと思っておりますが、やはり財源をいかに確保するかが、併せてそれも大事だというふうに思っております。今軽米町自然のめぐみ基金は、年間大体今1,340万円ぐらいで推移しておりますけれども、これからまた再生可能エネルギー施設等が増えると、またそれも増えると思いますが、この中で今親元就農給付金の施策もやっております。そういった中で、効率よく、また効果が出るような支援もいろいろ皆さんからご意見を聞きながら検討してまいりたいというふうに思っておりますが、まずもって財源をいかに確保するか、そしてまたその財源をいかに効率よく使うかというふうな点でこれからいろいろ検討してまいりたいと思いますので、様々なご意見等、現場のご意見はこれからもいろいろ拝聴したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔3番 上山 誠君登壇〕

○3番（上山 誠君） 遊休農地が増えると大変だというのは、町も分かっていることでございますが、農家の数が減って遊休農地が増えないようにするためにはどうしたらいいか。遊休農地を増やさないこと、国土保全です、これは大きく考えれば。だから、財源がないと、財源どうのこうの言いますけれども、農業だけの財源で考えないで、町全体のこと、基盤整備ではないけれども、整備する災害が起きないための一環として捉えて、もう少し農業支援というのを考えないと、今のままの考えで農業支援をしていたら、財源がないからできない、できないでいくと、担い手も減って、農家戸数が減るということにつながりかねないと思いますので、ぜひその辺は考えて行っていただきたいと思います。

では、最後の特定地域づくり事業協同組合は、この間27日に勉強会が開かれました。これを受け、町は今後、私はこれは町がある程度主導しなければ成り立たないものだと思いますので、今後どっちに向かっていくのか、やろうと思っているのか、やめようと思っているのか、私は必要だと思って質問させていただいているのですが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） これも私も将来的にはぜひ必要な事業であるというふうに考えております。そういうことで、いろんな事業者にお声をかけながら、講習会なり、説明会なり、私も先ほどの答弁の中でやっていましたし、これからもそういう活動をしていきたいと思っております。

まずもって、これから事業者の関心と申しますか、それをやはりこれからどんどん増やしていくかなければならないと思っております。やはり需要と供給のバランスが大事でございますので、そういうことで今ピーマン、令和6年度の結果なのですが、5ヘクタールで1億3,600万円、反収で言うと270万円ぐらいいくのか、そういう方々も今出てきております。そういう方もかなり収穫期には人員といいますか、大変なそうでございますから、そういう方々にもお声をかけながら、そしてまた冬、農作業はやっぱり春、夏、秋が主でございますので、冬どうしても農閑期になってしまいうといふうなことで、冬の雇用、仕事をどうするのか、除雪するだけではなくて、例えば今和牛が平均70万円より高くなってきたといふうなことで、家畜の場合は、夏は放牧して冬は牛舎のほうで管理するわけで、そういう方々の連携ができないのかどうか。

それからまた、ブロイラー産業もこれは一年中は出荷、入籠、様々な形で年間平均をして、それからまた農場の除雪等もありますし、いろんな形で雇用はあるのか

なとは思っておりますが、そういった形で一年を通して、やはりきっちと雇用と申しますか、働く場所を様々検討していかなければならないというふうに考えております。

そういうことで一年を通した需要と供給のバランスをきっちと取りながら、そこに事業者等のご理解もいただきながら、そしてそういう議員がご提言いただいているような形の流れをつくっていかなければなというふうな形で現在は検討を進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔3番 上山 誠君登壇〕

○3番（上山 誠君） 町長も前向きに検討されていると思います。

私たち議会のほうで、先月北海道の知内町に特定地域づくり事業協同組合というのにもう取り組んでいるしりうち地域づくり協同組合を視察してまいりました。そのときに思ったことは、この知内町はニラの産地で、ほとんど農閑期というのが2か月ぐらい、1か月半ぐらいが空いてしまうということでしたが、そこに除雪作業を取り入れて、あとニラの出荷調整、人を派遣して運営しているというところでした。

伺っての感想を私は、役場職員の方がとてもやる気がありまして、立ち上げから1年たたない、構想から1年たたないうちに、もう設立してしまう、そこまで持っていくという熱意が感じられまして、やっぱり職員、役場のやる気次第で行える事業なのではないかと、そのとき思いました。

ですので、ぜひやっていただきたいのですが、いろんな業種に声をかけるのもいいのですが、やっぱり声をかけると、その分人を確保しなければならない。マルチワーカーを5人、6人、7人と増やしていくば、その分派遣先を確保しなければならない。結局どこまで手を広げればいいかということになってくるのですけれども、お隣の南部町は、農業だけに特化してやっています。結果は、冬の一、二か月がちょっと農閑期があって、やっぱりそこがちょっと穴が空いてしまうということを言わっていました。そこに例えば除雪作業とか、そういうのは必要だと思います。軽米町でもぜひ取り組んでほしい。除雪に関しても、有償ボランティア的なものを立ち上げるとか、何か、そしてやっていただく、そういうところに仕事をつくるとか、そういうことを考えながら、ぜひ地域づくりの、とても町としての持ち出しが少なくていい制度だと思います。ぜひこれを使って、町の人手不足対策と、あと移住定住対策、みんな全てに対応できる対策だと思いますので、ぜひこれに取り組んでいただきたいと思いますので、最後に町の考えを、いつ頃までに立ち上げようと思っているとか、まだ決まっていないとは思うのですが、本当はここまでいっていただきたい

ければ、聞いたかいがあるかなと思うので、ぜひ大きくいつ頃までにということがあれば、判断材料があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

決して手を緩めているわけではない。いずれやっぱりいい事業だなというのは理解しております。結構県内でも3地区、葛巻町とか既に設置している町村もございます。全国的にもございますけれども、いずれこういった制度を組み合わせてやるということは、やはり安定的な雇用の環境と一定の給与水準、いずれも確保していかなければ、一番ならないのかなと。いずれ若い人たちが、やっぱり農業に魅力を持ってもらわなければならない。新たな就農者についても、では何が一番条件なのか、やはりきっちとしたある程度一定の給料、ボーナス、あとは休み、休暇の関係、ある程度そういった部分がきっちと確保されていなければ、なかなか非常に厳しいものがあるのかな。

今地域おこし協力隊で農業をやりたいということで、いろいろ様々活動していらっしゃる方もいますけれども、いずれそういった部分を何とか確保した上で、できればこういった制度、組合を自分で何とか自立してやっていただければ、一番理想だなと思っております。

勉強会も開催しております。私は、まだそういった勉強会にはちょっと参加しておりませんけれども、いずれそういったいい事例等も私も勉強していきながら、やっぱり軽米町に合った協同組合制度、協同組合というものをやっぱり立ち上げていかなければならない。そのためには、やはり今大規模にやっている農業をやっていける方々からも当然協力をいただきながらやっていかないと、農業だけの組織がいいのか、どういった形がいいのかという部分で、いずれ一年間を通して、ある程度安定した給料を払って保障して、やっぱり稼げるのだよというような部分を何とか一番確立したいなと思っておりますので、今ここで来年度中に設立しますというような明言は、ちょっと控えさせていただきますけれども、いずれ遅くない時期に何とか軽米型のこういった農業協同組合なるものも、やっぱり設立してやっていくというと、新たな農業者もどんどん生まれてくるのかなというような感じで思っておりますので、ここで明言をちょっといつまでとはお答えできませんが、いずれ早急にいろいろ対応させていきたいと思っておりますので、何とかご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。そのときは、いろいろまたご相談に乗っていただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

[3番 上山 誠君登壇]

○3番（上山 誠君） ありがとうございます。町長も町も非常に前向きに検討していると私は捉えました。ぜひ町の遊休農地対策から何から、あとは若者の定住に対しての労働、人手不足、全ての面で全部つながっていますので、10年後と言わず5年後の町がどうなっているか、農業がどうなっているか。今町から鶏の解体も撤退すると、なくなることもありますし、事業所がなくなるということはやっぱり労働力がどこかに行くのかというのは、人手不足なので、すぐどこかにどんどん行ってしまいます。農業に来るという人は、なかなか少ないです。ですので、やっぱり移住を促しながら、事業組合をうまく活用して農業者の、農業の仲間を、私たちの仲間を増やして、ぜひ国土保全の面からも考えて取り組んでいただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。何かコメントがありましたら、町長からありましたらいただきまして終わりたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） 大変有益なと申しますか、提言をいただきました。大きな話、国土保全というような大きな課題をご提言いただきました。そういった課題につきましては、やはりこれは町だけではなく県、国にもこれからも訴えながら、また連携しながら、しっかりと効率のいい施策を展開してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

---

◇1番 田 中 祐 典 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

田中祐典君。

通告した質問方式は、一問一答方式。持ち時間は60分で、11時41分までです。

[1番 田中祐典君登壇]

○1番（田中祐典君） おはようございます。1番、田中祐典です。議長の許可をいただきましたので、通告しております3項についてお伺いいたします。

まず初めに、さわやかカップル祝金について。町では、家庭生活の安定と地域福祉の増進に寄与することを目的として、町内在住者同士が結婚したときに、さわやかカップル祝金を支給するとあります。これが軽米町さわやかカップル祝金条例では、第1条に、この条例は婚姻者に対しさわやかカップル祝金を贈りこれを祝福し、家庭生活の安定と地域福祉の増進に寄与することを目的とするとなっております。

支給対象者は、1、婚姻の届出時、夫婦ともに軽米町に住所を有すること。2、

婚姻後、夫婦ともに軽米町に1年以上居住する意思を有することの2点を満たす方とあります。今の現状では、職場の環境などの事情があり、すぐに住所を軽米町に有することのできない方のために、婚姻届出時から1年以内に夫婦ともに軽米町に住所を有することの考えについて、町長にお伺いいたします。町長、お願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田中議員のさわやかカップル祝金についてにお答えいたします。

平成3年度に創設されたさわやかカップル祝金制度は、議員がおっしゃるように、町内在住者同士の結婚を祝福し、婚姻後の定住と家庭生活の安定を通じて地域福祉の増進に寄与することを目的としており、特に婚姻時において既に町に定着しているカップルの生活基盤を支援し、将来にわたり町に住み続けていただく意思を明確に確認する趣旨から、現在の要件が設定されているものであります。

これまでも婚姻届を提出される方に対し、町の祝金の制度についてご説明申し上げ、ご理解をいただいているところであります。しかしながら、ご指摘のとおり、近年は多様な働き方や職場の事情により、婚姻届出の時点では、夫婦の一方または双方が町外に住所を置かざるを得ないケースが増加していることも事実であります。

特に公務員や医療従事者などの職種では、年度途中の異動や職場近くでの生活基盤確保が一時的に優先されることがあります。これにより軽米町への定住意向は非常に高いにもかかわらず、現行の要件により、祝金の対象外となるカップルが生じ、制度の目的とする結婚と定住の祝福、促進という効果を十分に発揮できていない可能性についても認識しているところでございます。

町では、地域への定住意欲の高い若い世代を支援することが将来的な地域活力の維持に不可欠であると考えております。ご提案の婚姻届出時から1年以内に夫婦ともに軽米町に住所を有することを要件とする緩和は、結婚を機に町外から転入し、実質的な定住に向けた準備期間を設けることを可能にし、制度の目的である地域福祉の増進にも沿うものとして有効であると考えます。

一定期間経過後の申請、支給となった場合のそれぞれの状況確認の作業等が煩雑になるため、当面は現行制度のままとしておりますが、今後対象期間の緩和等について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） 答弁ありがとうございます。

町民生活課より、年度でいうと令和4年度が12届け中9が祝金をもらっています。令和5年度が14中6、ここが少ないみたいですけれども、令和6年度が15

受付で10、今年は4に対して4という形のようですが、こういったのを考えますと、やっぱり今おっしゃるとおり、そういう期間があつて町内に住む、まず子育てをする環境も軽米町はいいよということもありますので、そのところをこれから考える期間といいますが、どのぐらいの期間を考えているか、お願ひします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えします。

今後緩和措置についてどれぐらい検討するのか、期間というようなことでございましたけれども、いずれ新年度、今年度はまだ3月までありますので、他市町村の事例とか、そういった部分を見て、やはり何とか軽米町に移住して住んでもらえるというのが、これは一番の条件だと思いますので、そういった部分で、その対象期間等を緩和することによって軽米町に移住する方、そういった新しく結婚される方が増えてくるのであれば、そういった部分も考えていいかと思います。ただ、今年度中とかというのにつきましては、いずれ担当課のほうにも指示をして、近隣市町村の状況を見て、早いうちに町にとってはどういった対応の仕方がいいのかというものは検討するように、早速指示していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） ありがとうございます。よその地域を見ても、このお祝金も軽米町が進んでいるので、進む形でやってほしいなというふうなことの提案でしたので、早期にやることによって、あと広報活動はやっぱり他の地域もなかなか検索しても出ないですけれども、軽米町も出ないです。だから、そこら辺、せっかくこういう制度があるのに活用されていない部分もありますので、そういうことも兼ねながらやってほしいので、今後広報についてお伺いいたします。どのような形でこれを皆さんにお知らせしていくのか。まだ周知されていない、知らない方も大勢いるようなので、そこのことについてお伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課長、輪達ひろか君。

〔町民生活課長 輪達ひろか君登壇〕

○町民生活課長（輪達ひろか君） ただいまの質問にお答えいたします。

これまで既にホームページ等では周知はしておりますのでございますし、窓口にいらした方、該当になる方に対しましては、その都度ご説明を申し上げておりますので、これまでどおりホームページ、それから必要に応じて広報かるまいお知らせ版等でも広く周知をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） ホームページで周知と、広報活動でも周知しているということですが、なかなかそこが若い人たちは見る機会やすべがないみたいなので、知らない方が多いというお話を聞いたので、その周知の仕方をもうちょっと工夫していただければなと思いますので、今後、いずれこの部分は町はかなり進んでいるということなので、皆さんぜひ、少子化対策の一歩とすれば、夫婦になっていただいて、家庭を持って、子供が生まれるという流れの一歩ですので、その周知をもうちょっとしてほしいなということで、質問は終わらせていただきます。

次に、2項めですが、すこやかベビー祝金について。軽米町の近年の出生率は、令和4年、第1子が6名、令和5年8名、令和6年15名、第2子が令和4年9人、令和5年3名、令和6年13名といった出生ですが、軽米町ではほかの市町村よりも取組が、先ほど言いましたように進んでいるようですが、先を見据える必要があると考えます。それで、第1子祝金の増額をすることの考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田中議員のすこやかベビー祝金についてのご質問にお答えいたします。

軽米町の出生状況について具体的な数値を提示いただき、町の取組へのご理解と、さらなる施策の必要性についてのご提言をいただいたことに感謝を申し上げます。すこやかベビー祝金制度は、平成3年に創設され、令和3年には金額の改定を行い、現在第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円、第4子以上20万円の祝金をお贈りしているものでございます。

田中議員の初めてのお子様を持つご家庭に対する生活支援を充実させたいという気持ちは、町といたしましても賛同するものであります。現在軽米町では、子育て支援として、経済的支援、保育環境の充実、相談体制の強化など多角的な取組を進めており、特に現金給付については、その即効性から住民の皆様の関心が高いことも承知しております。

しかし、出生数を安定的に増加させ、子育て世代の定住を促すためには、一過性の祝金といった入り口の支援のみに偏るべきではないと考えております。国の事業ではございますが、令和5年より、妊娠、出産時に10万円相当が支給される子育て応援ギフト制度が始まっており、当町でも対象となる方へご案内し、申請受付を実施しております。子育て世帯のニーズに合わせた施策であり、現在の町のすこやかベビー祝金制度を合わせますと、第1子出産の場合13万円の支給となります。

ご質問ありました第1子への祝金増額につきましては、国の子育て施策や動向を踏まえ、現時点では当面現行どおりとする方針であります。今後も安心して子育てができるよう、継続的かつ多角的な子育て支援の充実を優先してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） 答弁ありがとうございます。今言われたとおり、いろんな事業で支援はあるということですが、いろんな場所に行きますと、第1子に確かに現金給付1回だけというのは一時金であって、長期につながらないというのもありますけれども、今そういうことでないという自治体も出ていて、軽米町ではこれを先行しているようなので、よその自治体を見ても、この祝金制度、進んでいます。すこやかベビー祝金についても、いろんなネット検索してみたり、隣接する市町村見ても、先行しています。

こういった部分を考えますと、やっぱり大きな転換ではないですけれども、軽米町はもっとすばらしいのだ、保育園料とか、いろいろなものも全部充実はしていますが、子供が足りないですから、大きなことをする必要があると考え、第1子の祝金を増額していくほうもいいのではないかと考えます。

よそでは100万円というお話も出ていますが、今のような形で、それは無理だということですが、そこまで考えないと、出生してくれる人が少なくなっているということもありますので、せめてもうちょっと、倍ではないですけれども、3万円でなくて、もう少し増額する考え方で進むほうがどうかなと思いますけれども、考えをお伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議員のご提言は大変私も理解できますし、今後検討材料であるというふうに思います。しっかりとまず検討させていただきたいということで、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） お祝金の中で質問した先ほど3万円プラス令和5年から妊婦のための支援ギフト提供というのもありますが、2年弱なので、たまたまこれが入っているので13万円という形ですが、元々は3万円なので、そのところも考慮していただいて、現状ではやっぱりプラスで考えてもらえるということとしていいければいいなという思いですので、よろしくお願ひいたします。

次に、3項めに移ります。3項めですが、耕作放棄地の状況と増やさないための政策についてお伺いいたします。

1、耕作放棄地の現状を把握していますか。

2、その要因として主な原因。

3、増やさない政策をお伺いいたします。

町長、お願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田中議員の耕作放棄地の状況と増やさないための政策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の当町の耕作放棄地の現状ですが、農業委員会が毎年行っている農地の利用状況調査、農地パトロールの直近3年の結果では、令和4年度が約34ヘクタール、令和5年度が約43ヘクタール、令和6年度が約15ヘクタールと、毎年新たに耕作放棄地または遊休農地が発生している状況となっております。遊休農地が増加しますと、景観の悪化を招き、野生動物のすみかになるなど、周囲の農作物への被害にも影響するものと考えております。

2点目のその要因として主な原因は何かですが、大きな要因として、農地を耕作する農家数の減少が挙げられます。農林業センサスによる総農家数については、2015年に1,127戸でしたが、2020年では917戸と、約18.6%の減少率となっております。これらは、高齢化による労働力不足による離農や相続等により町外所有者の耕作地となり、管理が行き届かないことなどが影響しており、また耕作条件が悪いことについても、地域の担い手に集積が進まず、耕作放棄地となる一つの要因となっているものと考えております。

3点目の耕作放棄を増やさない政策についてお答えをいたします。これまで高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を農地中間管理機構が借り受け、認定農業者等の担い手に貸し付ける農地中間管理事業、地域の共同活動や営農活動を支援する中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度を活用しながら、耕作放棄が増加しないよう取組を進めてまいりました。

特に中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度につきましては、地域が力を合わせて耕作放棄地の発生防止に取り組むことから、町内での取組拡大に向けて周知、相談対応などを行ってまいりたいと考えております。

また、地域農業の担い手となる人材の確保、育成が喫緊の課題であると認識しておりますので、国や県の新規就農に対する支援事業や軽米町親元就農給付金事業、先ほど上山議員のご質問に答弁しましたとおり、新たな軽米町農業担い手チャレンジ支援事業を活用いただきながら、耕作放棄となる農地の減少、抑制に努めてまい

りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） ありがとうございます。1点目ですが、これは令和4年34ヘクタール、43ヘクタール、15ヘクタールというのではなく、毎年この分が増えているという意味ですか。それとも、単年度で調べたら総面積はどのくらいになるということかを確認したいです。分かりますでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

〔産業振興課長 輪達隆志君登壇〕

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの田中議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど町長が答弁しました面積につきましては、毎年というか、年度ごとに増えてございます。田中議員もおっしゃいましたトータルの面積といいますか、累計の面積ということでございますが、令和6年度のパトロール実績では、前年度からの遊休農地が約165ヘクタール、令和6年度に増えた遊休農地が15ヘクタール、合わせまして約180ヘクタールが遊休農地として捉えている数値でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） 総面積で180ヘクタールということは、水田が何割で畑が何割、歩合は分かりますか。どっちの面積が多いとかという部分は把握されているのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

〔産業振興課長 輪達隆志君登壇〕

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの田中議員のご質問にお答えをいたします。

申し訳ありませんが、遊休農地となった元の農地が畑なのか、田なのかという面積割合等については、ちょっと現在手持ちの資料がございませんが、遊休農地ではなく町全体の田んぼ、畑の面積割合でいきますと、町の農地の現在の合計面積が約2,180ヘクタールでございます。そのうち田んぼの面積が約950ヘクタール、残りが畑、その他の面積ということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） 要は耕作放棄地がどっちがどっちということを把握できないと、対策もしにくいのではないかと考えます。水田活用は水田活用の事業をしていかな

ければならないし、畑は畑としていろいろ考えているみたいですが、あるので、そこを把握して、どういう状況で今後つないでいくかということをやっぱり町で把握していないと、皆さんに説明できないのではないかと感じましたが。それで、要因が何かということを聞けることではありますが、これであればちょっと要因が、いろいろ挙がってはおりますけれども、今後についての増やさない方法の政策をする段階での取組が難しくなってくるのではないかと考えますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） おっしゃるとおり大変その点に関しましては、申し訳ないと思っております。ただ、今現在の我々の情報として、やはり畑が中山間、特に傾斜が厳しいとか、それからまた、かなり中心部から離れているとか、そういったところから徐々に徐々に遊休農地が増えているというふうな状況でございます。

田んぼは、比較的やはり河川に沿った形で造成されておりますので、田んぼのほうは畑に比べれば少ないかと思っていますが、ただ実際おっしゃるとおり、やはりきっちとした数字を押さえていないということは、非常におっしゃるとおりでございますので、早期にそこら辺まで詰めてしっかりと対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） ありがとうございます。いずれこういう問題が出るということは、やっぱり今後いろんな形で先ほど上山議員が言った対策とか、いろんなチャレンジをするときの政策に大きな影響を及ぼすような形で進まないと考えますので、そこは早急に、どういう形でという時点を町でしっかりと把握をしていただいて、今後の増やさない方法が、その場所ごとに今の畠畔の対策なのか、水田計画なのかを町が把握しないと、今後の事業をやっていき方も違ってくると考えますので、しっかりととした判断をしていただきたいということになりますので、これはどういう状況で今後把握されるのか、1点聞きます。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

いずれ農業委員会のほうで定めた地域計画、町内10地区で取りあえずは色分けして将来的に守っていく農地は、残していく農地はここにしましょうというふうな、取りあえずまだ計画段階の地図を作成したばかりでございます。

ただ、もう既に耕作放棄地になった、何になったという部分は、その10地区の

中では、将来的にここは耕作不可能だというような形で色分けされている農地もございます。

いずれ早急的に対策なり、どういった形でやっていくか、やはりどの方、担い手が不足している、残していくだけれども、誰に集積して誰に任せて、この農地を守っていったらいいのかというふうな部分で今苦慮しているというような状況でございますので、いずれ計画を立てたその中の将来的に、まず農地としてここを残していくのだという部分に力を入れて、その部分を何とか、さらに耕作放棄地等にならないように、まずは対策を講じていきたいと思いますし、そのために先ほども言った新たな事業も創設しております。詳しい要綱は、見やすい要綱を作成しておりますので、後ほど産業振興課のほうにおいていただければ、その資料は提供できるかと思います。

ただ、いまだ最初に考えた状況です。これは一番は、やはり遊休農地を何とかしていかなければいけないのだということで、農業者の方に遊休農地を利用して改良したり、少し造成したりなにしたりしなければならない、そういった部分の経費を補助していこうということで設立した事業ですので、様々これからお知らせをして、様々な要望等があつたら柔軟に対応していきたいし、先ほど上山議員からもありました南部町でもかなり単独ですごい補助を設置しているということですけれども、いずれこれを基本として様々な補助金を拡大したりなにしたりというような形で進めていければいいのかなと思っておりますので、まずは先ほど田中議員のおっしゃった今後どのように把握していくかということですけれども、取りあえずは今色分けした将来的に残していく農地をどういった方々に集約していくのか、やっていただくのか。

これ以上増やさないようにどういった対策をしたらしいのかというふうな部分を、今年度、来年度からまた様々協議をしながら、いずれ対策を講じていきたいと考えております。

ただ、おっしゃったように全体的な、どういった農地が、田んぼが多いのか、畑が多いのか、どういったところがそういった耕作放棄地になっているかというふうな部分は、やはりきっちと調査はすべきだと思いますので、使える農地、何か対策を講じればやっていけるような農地もあるかもしれません。ただ、そういった部分も含めて取りあえず農地計画の中で色分けしてもらつてはいたので、その辺はデータとしてパソコンで管理している。そういう部分を、いずれ今後増やして、そういう農地を増やしていくか、継続できる体制というのを考えてまいりたいと思いますので、具体的にどのようにして把握するかというような部分については、ちょっとお答えできませんけれども、いずれ様々やっていく上では、そういった全体像をやはり一番把握しなければならないというのは理解しておりますので、ご理

解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） ありがとうございます。そこの全体像が分からぬままということではないみたいですけれども、各地域でそういう取りまとめをしているということですが、そのところがやっぱりはっきりしないと、また俺のところはとか、そっちはよくてこっちは駄目だという状況にはならないとは思いますけれども、それが地域マスタープランだと思っていますので、その活用をきちんと皆さんで把握して、今後に進んでもらいたいなと思いますし、そこら辺のところがみんなで分かっていないと、農家の人たちも不安になりますし、その間をきちんとやっていただければいいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） すみません、先ほど私ちょっと把握していないと答弁しましたが、数字は把握しております。先ほども言いましたように、農道が整備されていないとか、そこに大型のトラクターが行けないとか、いろんな条件と申しますか、事情があって、なかなか耕作が続かない、あるいは一番大きいのは担い手不足でしょうし、そういうところも含めて、いろいろこれから把握して詰めながら、先ほど上山議員が国土保全というようなところもありました。農地を保全するためには、そういう全て農道整備から水の引き方とか、水路の関係とか、いろんなことが関係してまいりますので、そういう情報等をきちんと把握しながら、これからまた対策等をしっかりしていきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 田中祐典君。

〔1番 田中祐典君登壇〕

○1番（田中祐典君） ありがとうございます。先ほど、前回も私聞いたと思うのです。地域マスタープランで全部把握しているからということの答えもあったのですが、その流れが次の事業というお話かなと思ったのですが、把握していないということはすごく問題だなと思ったのですけれども、そこら辺はきちんとなっているということなので安心しました。そこら辺がやっぱり農家の人たちも不安材料でもありますし、急に持ち主が亡くなって、分からぬ状況で耕作できないということも出てきているみたいなので、そのとき地域外の人に、その耕作が行くということになつたりして把握できないというのも先ほど答弁でありましたが、そこら辺ももうちょっと把握して、いずれ地域を、さっき上山議員も言いましたが、国土保全とか、いろいろなものもありますので、そこの取組をしっかりしていただきたいと考えま

すので、次までにはそこら辺をきっちと把握、皆さんでできるようにお願いしたいと思います。よろしく。よろしいでしょうか、答えがあつたらよろしくお願ひします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） 先ほどの耕作放棄地ですけれども、令和6年度末で186.9ヘクタールということでしたけれども、いずれその内訳として、水田が61.8ヘクタール、畠が123.5ヘクタール、樹園地が1.6ヘクタール、約ですけれども、それで186.9ヘクタールというような状況でございます。いずれその分とか、その辺の状況をきっちと把握して対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 11時30分まで暫時の間休憩します。

午前11時19分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇6番 中村正志 議員

○議長（松浦満雄君） 次の質問者に移ります。

中村正志君。

通告した質問方式は、一問一答方式、持ち時間は60分となります。1項目めの質問が終わりましたら休憩し、午後1時より再開いたします。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 6番、中村正志です。私からは、2項目について質問させていただきます。

初めに、かるまい文化交流センターに係る裁判の経過についてお伺いします。令和4年7月6日の臨時議会で、かるまい文化交流センター建設予定地から出土した医療廃棄物の撤去費用を岩手県に対し1億9,533万円余りの損害賠償を求める訴訟を議決し、8月8日に軽米町では提訴しました。あれから既に3年以上経過しておりますが、裁判の状況の報告がなされないままでおります。町民の中では、既に忘れられている案件なのか、話題にもならない状況のように感じていますが、どうでしょうか。

我々議会としても、訴えについては賛成多数で可決した責任があります。裁判の経過について常に注視しておくべき立場です。私は、今年になってから3月、6月

にも同様の質問をさせていただいております。なかなか進展しない裁判の状況について、町民はどのような思いなのでしょうか。

岩手県の損害賠償請求金額1億9,533万円はどうなるのか。弁護士費用については、着手金を支払いしていると言いますが、裁判が長期化すればするほど弁護士への費用負担も増えるものと予想しますが、いかがでしょうか。

これらのことについても、町民から理解してもらうためには、丁寧な経過報告をするべきと思いますが、いかがでしょうか。裁判の状況についてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員のかるまい文化交流センターに係る裁判の経過についてのご質問にお答えいたします。

かるまい文化交流センターに係る裁判の経過につきましては、6月定例会におきましてもご質問いただき、5月28日に行われました第14回期日において、和解に向けた裁判所の考え方の説明と和解金額の査定に必要な立証を補充するよう指示を受けた旨回答をさせていただきました。

その後、7月29日には第15回期日が、10月10日は第16回期日が、いずれもオンラインで開かれ、原告と被告双方が裁判所の考え方等に対する意見を付した準備書面等を提出しており、令和8年1月22日に行われる第17回期日までに、被告岩手県が和解に係る裁判所の考え方に対する当方準備書面への反論等を行うことになっており、それを踏まえて今後の進行が検討されることになっております。

提訴から3年を経過して、なおも終結の時期の見通しをお示しできない状況であり、中村議員が述べられたとおり、長期化により弁護士費用の負担は増えることになりますが、訴訟の結果に対して町民の皆様からご理解をいただくためには、和解とする場合でも、安易に妥協点を探るのではなく、主張すべき点はしっかりと示しながら、裁判所の判断を求めていくことが重要だと考えております。

町民の皆様への経過報告につきましては、6月定例会におきましても答弁させていただきましたが、和解に向けての裁判所の考え方は示されたものの、確定したものではなく、原告と被告双方の考え方を整理しながら、方向性、具体性を固めていく段階にあるもので、経過報告的なものとしても、現時点での説明は難しいものと考えております。

本件訴訟につきましては、町民の皆様への説明の機会の検討を含め、今後におきましても真摯に適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

[ 6 番 中村正志君登壇 ]

○ 6 番 (中村正志君) 6 月議会で質問させていただきました。そのときにお願いしたことは、まず進展はしないまでも、その都度裁判所からの要請があっての期日といいますか、そういうのがあったら、それがあったでその報告をしてほしいということでお願いしましたけれども、6 月議会で私一般質問した後に全員協議会で同じようなことを説明していただきました。それはそれでいいのですけれども、その後、やはり 9 月までの間に 7 月にまたあるということでしたので、多分 9 月までに報告があるのかなと思ったら、何もない状況。ちらっと聞いた話では、延期になったというふうな話もあったので、9 月ではまた私も今回の質問は避けましたけれども、まだその後何もないで、今回改めてまた質問させていただいたと。

ただ、進展がないのだったらなくともいいのですけれども、その都度やられた裁判の報告をする、いろいろなことを資料を提出したとかなんとかというふうなことがあっても、それらが今回 15 回期日がありました、16 回ありました、そういうことでもいいので、特に内容をお示しする内容がないのであれば、文書で 1 行でも 2 行でもいいから議長宛てにでも報告していただければ、ああ、今こういう状況なのかなというふうなことを理解して、もし町民に聞かれたときには、そういうふうな状況だから、まだかかりそうですよというふうな説明もできると。

やはり私たちも議会としての責任もありますし、町民から聞かれたとき、いや、何がどうなっているのか分からぬというふうな態度ではうまくないと思いますので、その辺のところをご理解いただき、もう少し説明をいただきたいなというふうに思います。

今回の答弁をお聞きしましたら、来月、1 月にまたあると。そのときに岩手県のほうの考え方方が示されるというふうなことですので、またそれを聞いた上でこれから町としてどうするかということになるかと思います。多分まだまだこれから先が長いなというふうには感じますけれども、いずれもう 3 年半経過しております。私、今回臨時議会がいつだったのかなというのを逆に言えばすぐに思い出せなくて、わざわざ資料を見ました。そうしたら、私たちの任期の以前の任期のときに議決しているというふうなことで、かなりの年数を経ているのだなと。そうなれば、当然忘れ去られていることもないわけではないのかなというふうなこともちょっと心配する部分でございます。

ですから、その辺のところをもう少し町民というか、我々に対しても、その辺のところを理解いただきながら報告してほしいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、弁護士費用に関して、やはり 3 年半も経過していれば、当然かかってくるのではないかなと思います。着手金として 440 万円の支払いをしているという

ことで、その後支払いをされた部分があるのか。また、そのときに損害賠償請求金額の中に、その内容として弁護士費用 1, 000 万円の費用が計上されておりますけれども、逆に言えばそれで間に合うのかどうか、その辺の見通しも含めてちょっと、弁護士費用についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 中村議員の再質問にご答弁申し上げます。

弁護士費用委託料につきましては、令和4年8月に440万8,400円を支払っております。その内訳につきましては、着手金275万円、預かり金として165万8,400円でございます。

訴訟開始から3年以上経過しておりますが、現時点では支払った委託料以外の弁護士費用は発生していないことを弁護士より確認しております。

なお、裁判が終了した時点で弁護士費用の精算を行いますが、その際に不足した経費等がございますと、追加の費用が発生することとなります。裁判が長期化することによりまして、委託料が増える可能性があるものと理解しております。

また、損害賠償請求金額の中に含まれております弁護士費用の委託金1,000万円、これにつきましては本来的な損害賠償請求金額に応じて算定する弁護士への成功報酬というものになります。本訴訟におきましては、損害賠償請求額に含んでおりますが、裁判の行方に左右されるものでございます。和解あるいは判決より、損害賠償金額が確定した際に、弁護士との協議により、この額は確定となるものでございます。

なお、この委託金については、和解あるいは判決により損害賠償分として認められない場合には、町が全額負担するというものでございます。先ほどから繰り返しになりますが、裁判が長期化することにより、町の負担が増えることにつきましては理解しておりますが、訴訟の結果に対して、町民の皆様からご理解をいただくためにも、安易に妥協点を探るというものではなく、しっかりと主張すべき点を示しながら、裁判所の判断を求めていくことが重要であると考えております。

また、職員の業務量が増えているのではないかというご質問でございましたが、まさに他業務との併任で進めておるわけでございます。しかしながら、業務の調整をしながら、できるだけ負担増とならないように対応するところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 弁護士費用については、これから、まだいつ終わるのか次第でいろいろな算定の仕方が出てくるかと思います。当然かなり覚悟をしなければなら

ないのかなというふうな感じを受けました。それはそれとして、まだ確定していませんので、それは別にして、それでやはりこの裁判が継続している状況の中で、あんまりいい案件ではないですので、やはり役場にいる職員の方々に対しても、いろいろと頑張っていただいていると思いますけれども、やはり内容が内容ですので、職員自身も積極的にやる仕事ではない、やはりモチベーションが非常に下がっている状況ではないのかなと、やはりその辺のところを考えて、何とか早く決着をつけてほしいなと。

あわせて、やはり岩手県を相手取っていますから、岩手県の職員の中でも軽米町の出身の方々も数多くおられるのではないかと。また、医療局関係の方もいるのではないかと。私ある方に、友達に聞いたところ、今医療局関係では、軽米町出身というふうな言葉は言えませんということを言っていました。それは、裁判が始まっていますからです。というのは、やはりそれぐらい気を遣って岩手県の仕事をしているというふうなこともあります。やはり何とかそういう人たちにも影響しているのだということを肝に銘じてほしいなと思います。

あわせて、最後になりますけれども、この裁判が始まっていますから3年半経過しております。これからまだまだ長期化するような雰囲気もありますけれども、山本町長もそれを裁判を起こしたのは、前任期のときに起こしています。裁判途中に6期目当選して今やられていると。山本町長も、来月1月になれば、あと1年という在任期間になるかと思いますけれども、これをまだそれ以上に延ばすというわけにはいかないのではないかと。やはりぜひ山本町長の6期目の在任期間の中において、これを早く解決するというふうな意気込みで何とか進めてほしいと思いますけれども、最後山本町長のその辺の考えをお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 裁判が長期化しているにつきましては、町民の皆様にご心配をおかけしていることに対し、深くおわびを申し上げます。町としましては、時間をかけてでも、町の主張の正当性を完全に立証することを最優先としており、早期解決を目指すことが理想ではありますが、この問題は急ぐことより将来に悔いを残さない判断を勝ち取ることが重要であると考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 終わりですか。

○6番（中村正志君） 終わり。

○議長（松浦満雄君） それでは、先ほどお話ししたとおり、1項目めの質問が終わりましたので、午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 46 分 休憩

---

午後 零時 58 分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

中村正志君の残り持ち時間は 44 分で、1 時 42 分までとなります。

中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 次の第2項目の町の観光についての質問に移ります。

町の観光振興を図る上で、観光施設の充実とイベント開催等が重要であると考えます。今回は、軽米町の観光施設の中の雪谷川ダムフォリストパーク・軽米とミレットパークの町の東西に整備されている大型観光施設の現状を踏まえて、町の観光振興はどうあればいいのか考えてみたいと思います。

東に位置する雪谷川ダムフォリストパーク・軽米は、4月末から5月にかけて15万本のチューリップで多くの方々が訪れ、にぎわいを見せ、町一番の観光資源ではないかと自慢できます。しかし、チューリップに代わる観光資源に乏しさを感じませんか。西に位置するミレットパークは、ほとんどイベントではなく、果たして客が来ているのかどうかも分からぬ状況に感じています。原因は、何なのでしょうか。

森と水とチューリップフェスティバルは、町の観光協会が主催して実施しています。指定管理者である株式会社産業開発が客を呼ぶためのイベント等をやらなくていいのか疑問に感じるのですが、指定管理の契約はどうなっているのか。観光施設の指定管理の在り方についてお伺いします。

2点目として、町の観光イベントはほとんどが軽米町観光協会任せのように感じます。町の観光協会組織を拡充し、独立した軽米町観光協会に施設の指定管理をお願いして、施設活用イベントの充実を図ってはどうかと考えますが、いかがかお伺いします。

3点目として、両施設とも老朽化していると思います。特にお客様が快適に使用できるトイレの改修に力を入れるべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

特に雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のトイレ改修については、同僚議員からの意見が出されておりますが、そのままになっています。公園などは家族連れ、特に若い親子での訪れを期待していると思いますが、トイレの改修についてのお考えをお伺いします。

最後の質問です。第2期軽米町人口ビジョン・総合戦略の中に、イベントによる3圏域、二戸、久慈、八戸の交流の機会を創出するとあります。イベント等により、

八戸等からの客も増えていると感じます。軽米町は、二戸、八戸、久慈の3圏域の中心に位置しています。この好位置の地理的いい条件を生かしての観光振興を積極的に進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第2期軽米町人口ビジョン・総合戦略は、今年度で5年間の計画を終了します。これまで人口減少対策をどのように検証し、今後の人口減少に歯止めをかけようとしているのか、観光振興を含めてお伺いします。

以上4点についてお伺いしました。答弁方、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の町の観光についてのご質問にお答えいたします。

雪谷川ダムフォリストパーク・軽米は、4月末から5月中旬にかけて約15万本のチューリップが咲き、多くの方々に訪れていただいております。今年の「森と水とチューリップフェスティバル」期間中の来園者数は1万9,288人、うちチューリップ園の入園者数は1万4,031人と、残念ながら昨年には及びませんが、4月、5月の入込数合計では2万人を超える方が来園してくださいました。

中村議員ご指摘のとおり、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米は、チューリップに代わる観光資源が乏しいため、令和2年より夏の観光資源としてアジサイの整備を進め、令和3年には軽米町産業開発主催のあじさい祭りを開催したところですが、整備直前のため花のそろいが悪く、猛暑の影響も重なり、来園者数はそれほど伸びませんでした。その後、あじさい祭りの開催は見送っておりますが、アジサイの開花情報を観光協会ホームページに掲載するなど、PRを継続して行っており、その効果もあってか、年々アジサイの開花に関する問合せは増えております。

次に、ミレットパークについてであります。現在ミレットパークのイベントは開催しておりません。入り込み数としましては、月平均600人前後と横ばいですが、宿泊者数については増加しております。原因是、複数あると考えられますが、イベントがないことも利用者数が少ない原因の一つと捉えております。

次に、指定管理の契約について申し上げます。指定管理者である株式会社軽米町産業開発とは、園地及び施設等の運営業務、有料施設運営業務、維持管理業務及びその他の業務について、指定期間を3年間と定めている基本協定書及び毎年度管理に関する協定書を締結しております。また、指定管理者の指定通知書を交付する際は、留意事項として花の町のイメージを崩さないよう、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米についてはチューリップやアジサイを生かしながら年間を通じた誘客に努めること、ミレットパークについては桜の木の手入れを含め、草刈り等がおろそかにならないよう対応を依頼しております。

なお、協定書では、自主事業による収入を制限するものではありませんが、自主事

業を実施する場合は、必ず事前にその金額と根拠を町に明示し、承認を得ることとなっております。

2点目の観光協会組織を拡充し、独立した軽米町観光協会に施設の指定管理をお願いして、施設活用イベントの充実を図ってはどうかについてお答えいたします。現在町の主なイベントは、軽米町観光協会が主体となって開催しております。中村議員ご提案のとおり、独立した観光協会であれば、イベントの自由度が上がり、充実を図れることだと思います。しかし、観光協会員も個人会員では、町議会議員の皆様が半数以上を占め、新規加入者もない状況となっております。現在のイベント開催準備は、軽米町観光協会事務局である産業振興課が担当しており、人手が足りない場合は、他課職員への応援を依頼し、対応しております。昨今の人手不足が騒がれる中、指定管理業務を行いながら、随時イベント事業を実施するだけのマンパワーを確保できるのか危うい状態での独立は、現在の体制の中では厳しいものと考えております。

このような状況でありますので、当町と同規模の観光資源、人口等の市町村において、独立している観光協会の実態等を調査し、時間をかけ見極める必要があるものと考えております。

軽米町観光協会の独立を否定するものではなく、独立も含め当町に合った形での施設の活用、イベントの充実が図られる体制づくりについて、今後も慎重に検討してまいります。

3点目の両施設とも老朽化していると思うが、特にトイレ改修に力を入れるべきと思うがいかがかについてであります。どちらの施設もオープンから30年以上経過しており、大規模な改修は実施されておりません。中村議員ご指摘のとおり、特に雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のトイレについては、早急な改修が必要と考えており、新年度当初予算に盛り込む方向で検討しております。今後も利用者の皆様に安心して安全にご利用いただけるよう、修繕、改修を行いながら魅力ある施設となるよう努めてまいります。

4点目の3圏域、二戸、久慈、八戸の地理的条件を生かした観光振興を積極的に進めるべきと思うがについてであります。イベントのPR等は観光と物産キャンペーン、ホームページ、SNS等で実施しているところでありますが、3圏域等、さらなる集客アップを図るために、イベントそのものの工夫を図る必要があるものと考えております。

そのような中で、昨年から県北広域振興局において、管内8市町村及び隣接地域における新たな観光需要の創出を目指して、高付加価値体験型のアドベンチャーリズムによる誘客を推進するためのワーキンググループが設置され、実際の観光商品の販売に向け取組を進めており、二戸地域、久慈地域とのお互いの観光情報の

連携は強まっているところであります。この取組を契機に、お互いの観光資源を生かした観光交流につなげていくよう、引き続き努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 答弁ありがとうございました。まず最初に、この答弁の中でのちょっと内容についてお伺いしたいのですけれども、指定管理者に対してのあれですけれども、協定書では自主事業を実施する場合は、必ず事前に、その金額と根拠を町に明示し承認を得ることになっているという今答弁がございました。ちょっと私、意味を理解できかねるなと。というのは、観光施設ですから、当然その中には販売施設、レストランとか、食堂とか、そういうところもあるわけですけれども、当然それで利益をもたらすべきことでもありますし、そういうふうないろいろお客様を呼んで、それこそそういうふうなお客が食堂等の売上げを多くするというふうなことは、当然やはり指定管理を受ける側とすれば、そういうふうな利益をもたらすことを目的として事業を進めていこうと、それで努力していくのだと。それが指定管理のよさでもあるかとは思うのですけれども、この言葉は何かいまいち、だから何かお客様をいっぱい呼ぶための事業をやるときは、事前に金額と根拠を示してくださいよという、何か制約があって、こういうふうなことを言われたら、あえて何もやる必要はないのかなというふうに思うと思うのですが、この辺のところはどのようなことでこういうふうな考え方なのか、ちょっとお伺いしたいのです。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

〔産業振興課長 輪達隆志君登壇〕

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの中村議員のご質問にお答えをいたします。

例えば雪谷川ダムフォリストパーク・軽米等で、条例等で制定されていない入場料ですか、利用料等を伴うようなイベントを開催する場合、その入場料ですか、利用料というものの設定根拠等を町に説明していただきまして、承認を得ることという取決めがございますので、先ほど議員がおっしゃいましたように、今ある施設を使って、例えば食堂が設置されておりますが、そちらで営業して収入を得ることは、特に問題はございませんし、チューリップ園の入園料等も条例で決められておりますので、そのとおりの入園料を取る際のイベントといいますか、事業については、何ら制限はございませんので、施設にあるイベントを開催して、そのイベントに参加するための利用料、入園料、入場料等を取る際には、その金額の設定根拠を町のほうに説明していただきたいというような趣旨の設定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

[6番 中村正志君登壇]

○6番（中村正志君） イベントをやる場合でもいろいろな手法がある、内容もいろいろなやり方があるかと思います。私、その多分公園についての入場料とかというのは特に定められてはいない。ふらっと来て、自然を楽しんでください。遊び場も無料で遊べますよというふうなことになるかとは思うのですけれども、でなくても、今の説明であれば、もしイベント等で、このイベントについてはちょっと参加料をいただきますよと、参加料をいただいて、その参加料でそのイベントを運営しますよというふうなことだって考えられると思うのです。それで多くの人が集まった。それによって別な施設、例えば雪谷川ダムフォリストパーク・軽米であればフェアリの食堂を使うとか、ミレットパークでも食堂を使うとか、ほかの施設等にお金を落とすと言えば、語弊があるかと思いますけれども、そういうふうな形で公園全体がにぎわうというふうなこともあり得るかと思うのですけれども、そういうふうなことに対して、まず根拠を示して事前に許可を得なさいよというふうなことのようにお聞きしましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

[産業振興課長 輪達隆志君登壇]

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃった理解で問題はないといいますか、誤解はないというふうに考えます。事前に承諾を得ることということではありますが、事業の実施を制限するものではございません。まるで根拠のないような料金設定等でなければ、承認しないということはないというふうに理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

[6番 中村正志君登壇]

○6番（中村正志君） 分かりました。これについては、特にあと深くは追及しませんけれども、ただ例えばこの公園のほうについては、ほかの団体、指定管理受けている株式会社軽米町産業開発でなくとも、公園のステージを使ってとか、公園のところを使って、少し何かイベントやりたい団体等もないわけではないわけではないと思うのです。そういう人たちの場合は、当然指定管理を受けている軽米町産業開発に対して許可を得るものだとは思うのですけれども、だからそういうふうな人たちも多くやってもらうような状況をまずもっとつくり出していくために、この言葉は何か制限されるようなことで誤解を招くのではないかなと思ったりしたので、今質問させていただきました。この辺は、もっと緩やかにして、とにかく誰でも公園を使っていろんな催しをやってもらいたいというふうな形で進めてほしいなというふうに考えたので、その辺のところは、もっと幅広く考えてほしいなと思います。

そこで、観光施設の関係ですけれども、町のホームページのミレットパークとか、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米等の紹介のホームページの内容を見たことが当然あるかとは思うのですけれども、ありますでしょうか。

というのは、私昨日見たわけではないのですけれども、2週間前にこの通告をするときに見たのですけれども、ミレットパークなんかは食堂が開業しているようになっているのですけれども、実際開業されているのか。何かそばをメインとしてあそこ、ミレットプラザをやって食堂というふうにやっていたのですけれども、最近はあそこは何も、休業になっているような話も聞いたりしているのですけれども、多分ホームページを見て、あそこに行ってお昼、そばを食べに行こうと思った人が、行ったら休みだった、いや、やっていませんよという、非常にがっかりするのではないかと思うのですけれども、その辺の状況をどのように把握されていますか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

〔産業振興課長 輪達隆志君登壇〕

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの中村議員のご質問にお答えをいたします。

ホームページの管理に関しましては、定期的には確認をするようにはしてございます。イベント関係の準備ですとか、様々な事務で若干遅れる場合もございますが、なるべく現在の情報を発信できるようにという努力はしてございます。

ミレットパークの営業期間でございますが、11月いっぱいをもって閉園ということになっております。そちらの案内もホームページのほうにはしておりますが、ちょっと見にくいのかなというところがありますので、その辺につきましては、今後もう少し見やすいようなホームページの表示にしていきたいというふうに考えております。

あとは、食堂の営業でございますが、平日は軽食程度の食事の提供、土日につきましては、手打ちそばの提供を現在もしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） もう一度ホームページを確認して、果たしてこの状況でいいのかどうかを確認すべきではないかなと思います。というのは、やはりあれを見れば、いつ行ってもそばを食べられるなというふうに思うような内容だなというふうな印象を私は感じました。このことについては確認していただいて、訂正する部分は訂正してほしいなと思います。

今の答弁では11月までという言い方している、10月までというふうに何か最近は聞いたことがあるような気がしますけれども、その辺のところも含めてちょっ

と確認いただければなと思います。

ミレットパークの宿泊者数も増えてはいるけれども、全体的には多いわけではないというふうな言い方、前回軽米町産業開発のほうから説明を受けたときに、何か宿泊施設の営業といいますか、そういうふうなことに対して非常に消極的な発言をされたのです。今の施設ではお客様は来ないよというふうな言い方をされて、でも何年か前に幾らが改修してリフォームして、料金設定もあえて分けたという、変えたというふうなことを何年か前に私たちも議会に説明があったと思ったのですけれども、その辺のところは以前と、そういうふうな料金設定を変えた後での違いといいますか、その辺のところ。

また、そんなに指定管理を受けている軽米町産業開発が消極的になるような状況なのか。もっと宣伝すれば、もっと使えるのではないかというふうなこと。例えばミレットプラザの営業をもう少し拡充して、あそこに泊まったけれども、自炊はできるのだけれども、自炊しなくてもミレットプラザで夜食事をしてもらえるとか、朝食事してもいいとか、そういうふうなことをすれば、もっとそこの宿泊しやすさということも可能になってくるのではないかと。だから、やりようによつては、いろんな方法で宿泊者数を増やすことも可能ではないかなと思うわけですけれども、その辺のところ、指定管理の軽米町産業開発との協議といいますか、意見交換等ではどのような話になつてゐるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

〔産業振興課長 輪達隆志君登壇〕

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

以前、議員の皆様にご説明したお客様を呼べるような宿泊施設ではないというような発言を軽米町産業開発のほうでおつたわけでございますが、あれはミレットパークではなくて、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のキャビンの話だというふうに私は理解しております。実際現地を見に行きましたが、老朽化はしております。サッシがちょっと、木製のサッシが入つておりまして、隙間があるような状況ですので、あとは外壁、屋根等の塗り替え等が必要かなというふうに感じたところなので、トイレの改修に合わせまして予算のほうを確保していきたいというふうに考えております。

ミレットパークの宿泊施設でございますが、議員おつしやつたとおり、数年前に備品等の改修、エアコンの設置等を行いまして、宿泊料金の設定の見直しといいますか、設定の仕方を変えたところでございます。答弁にもありましたように、コロナ明け年々宿泊施設のほうについては、徐々にではありますが、増えているという状況でございます。

議員から提案がございましたようにミレットプラザでの食事の提供、あるいはキ

ヤンプをしに来る方もいらっしゃいますので、食材等を持ってこなくても、あちらの施設でキャンプ用の食材の提供ですとか、様々なアイデアはあるかと思いますので、業者数が増えますように、ちょっと軽米町産業開発のほうとは協議してまいりたいというふうに考えております。お客様からの要望等も軽米町産業開発に聞いておりますので、そちらについても反映できるように様々検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） ありがとうございました。宿泊施設のあれはミレットパークでなく雪谷川ダムフォリストパーク・軽米だったということ、私のほうで誤解していたようですけれども、ただ確かに雪谷川ダムフォリストパーク・軽米はキャンプをやるところであるというのと、ミレットパークはちゃんとした施設があるという違いはあるかと思いますけれども、そこでそのことはそのことで。

1つミレットパークに関して、せっかく中のキャビン等がある施設であるし、道路だってそんなに悪くはないような、大清水から行く橋を渡る角度があるかとは思うのですけれども、山内の平のほうから行けば大きな道路もあるということで、除雪さえすれば、冬もあそこに行って宿泊もできる、利用できるようなところだと思うわけですけれども、特に軽米町の場合、宿泊施設が少ないというのは、この前の若い人たちの中でも意見が出ていると、それは誰もがそう思っているのではないかと思うのですけれども、そういう点を考えれば、せっかく使えるのだったら閉じておく必要はないのではないかなど。どれだけ冬にお客が来るかは分かりませんけれども、冬、逆に寒いところ、雪を見に行きたいというふうな人もないわけではないと。だから、そういう点で冬の開館といいますか、それこそ11月から3月までの約半年、それをもったいないような気がするのですけれども、その辺のところを宿泊できるような考え方はできないのかどうか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

ミレットパーク、開館した当時はこだわりのそばを作つて、そばで何とかお客様を呼んでというような形で、通年した形の営業というのも確かに当初検討したことろもございます。再三ミレットパークにつきましては、別の議員の方からもちびっ子ゲレンデが非常にもう使われていないあれだというようなご指摘もございました。私もそれを受けて、当然雪谷川ダムフォリストパーク・軽米もミレットパークも見てきました。やはり冬場も使うということになってくるのであれば、いずれち

びっ子ゲレンデ、例えば芝を張り替えて、また再利用するのも大体2,000万円ぐらい。解体するといつても2,000万円ぐらい。同じぐらいの費用もかかるということで、私とすれば、いずれ解体をして、あそこの広場を例えば冬場はスノーモービルで楽しむ。夏場は、例えばバギーカーみたいなもの、そういったので楽しむ方法だとか、そういった形で通年を通して、いずれ使えるような施設になればいいのかなと考えました。

また、コテージについても、当然今はもう、やはりコテージの前に車の駐車スペースを設けてやらないと、駐車場に置いて泊まる方は来てくださいということでは、ちょっとなかなか利用していただけないのかな。さらに利便性を考え、利用率を上げるというのであれば、何とかコテージの前に駐車場を舗装でなくてもいいので、駐車スペースをおのののコテージに設けて、コテージの横にちょっと家族でバーベキューできるスペースだとか、そういった部分も整備すれば、もう少し利用率も上がってくるのかなというふうに考えております。

ただ、そばにつきましては、当初様々な方もいろいろいてそばも作っていただきました。やはりそばについては、ある程度こだわって、それなりのそばを打てる人ではないと、なかなか一般の客に喜んでもらえないということもございますので、その辺はその辺でいずれ何とか。やはりあそこは、そばを通年で何とか売りにして集客の拡大というものを図っていかなければならぬのかなということで考えて、産業振興課のほうにももらもろ、みんな予算は計上できないけれども、それぞれこういったところをやればどれぐらいの予算がかかるのか、その辺は見積りを取ったり何してやって、予算だけはちょっと、資料だけは作っておいてもらえないかということで指示はしております。

また、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米につきましても私も行ってみましたけれども、やはり見た感じフェアリ、食堂からずっとサニタリーキャンプ場とか、非常に木がすごく生い茂って見通しが悪いのです。やはり今特にも熊の出没とか、そういったものもあるので、まず最初にあそこをきれいに間伐をして見通しのいい、安全で向こうが見えてあれだなというようなやっぱり安心感をもたらせないと駄目なのかなとちょっと感じたものですから、あの辺を間伐して、その次に先ほど言った泊まるコテージというか、あれもかなり老朽化しているけれども、あの部分はサッシを取り替えて、やはりテレビをつけて、エアコンぐらいは設置してというふうな何かリニューアルも検討は必要なのかなというふうなことで、ちょっとその辺は捉えております。

そういった中で、子供向けのトイレだとか、トイレ改修も当然必要です。なので、一回には整備できないので、その辺をちょっと頭出しをして、優先順位をもってどこからやっていくのかというの、これから検討して進めていきたいなと考えてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） ありがとうございます。前向きな、いろいろな具体的な、将来的な展望もお伺いできたので、非常にこれから期待したいと思います。

そこで、この中でトイレのお話でしたけれども、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のほうにトイレ改修の予算を盛り込んでいきたいというお話、これは非常にいいことだなと思います。それで、私雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の一部分だけのトイレ改修ということではなく、トイレというのは、やはり自分のそれぞれの健康のためにも非常に重要なことではないかなと思います。

雪谷川ダムフォリストパーク・軽米に限らずミレットパークも含めてというふうなお話ありましたけれども、それとともに町全体の中での公衆トイレ等も含めて、やはり快適なトイレ整備というのは必要ではないかなと。これから段階的な予算づけをして、軽米町に来れば、いつでもどこでも快適なトイレに入れるのだというふうなイメージアップを図れるのではないかと思いますので、その辺をぜひ実現していってほしいなというふうに思います。

あわせて、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のトイレ改修とともに、やはり子供たち、前にも何かあそこに大型の子供の遊び場、遊具等を、今は古い木を使った遊具等があるかと思うのですけれども、それらを何とか改善したいというふうなお話もありましたけれども、その辺のところの考えは今どうなっているのか。

というのは、私も最近あちこちに行くと、道の駅なんかに行くと、本当に子供中心の施設かなと思うぐらい子供の大きな遊び場とか、子供専用のトイレとか、そういうのがあちこちに新しくできてきていると。やはりそれだけ親子連れというふうなのでお客様を呼ぶというのが今非常にそういう状況の中になっているのかなというふうに感じます。

雪谷川ダムフォリストパーク・軽米も、だからチューリップだけではなくて、アジサイだけでなく、そういう遊び場と併せてそういうふうな快適なトイレ環境等も整えれば、それで遊びに行くよというふうな人たちもいるのではないかというふうに感じるわけですけれども、その辺の前にも話ありましたので、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の遊び場はどのようにお考えになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

確かに子供の遊び場もかなり充実できれば、非常にやはり来場者も多いのかなと、子連れの方、と思っております。ただ、やはり雪谷川ダムフォリストパーク・軽米は、できれば自然に親しんでキャンプ、家族連れで例えばキャンプができるような形で、私も見ましたけれども、木製遊具もまだ使えるような形でした。なので、できれば今はやりの様々な遊具というよりは、何とか修繕したり塗装したりして、できればああいったアスレチック的な部分を修繕して利用して、そういった形で何とか集客に努めていきたいなと思います。

先ほど見通しが悪いと言いましたけれども、つり橋も今年度修繕しています。ただ、つり橋の向こう側も、せっかく遊歩道をつけて向こうからも来られるような形は取っているのですが、私も行ってみたけれども、これではちょっと向こうから入って渡っていきたくないなというような状況にもなっています。

だから、やはりいずれ安全で見通しがよくて、やっぱりきれいだなという部分を印象づけさせていきたいと思っていますし、いずれ遊具についても雪谷川ダムフォリストパーク・軽米については、そういった木製遊具、自然にマッチしたような遊具で何とか誘客に結びつけていきたいと考えております。

その中で、さらなる人気のあるような、例えば何かそういった子供の遊具等もあれば、さらに集客が図れるのではないかというふうなこともいろいろ視野に入れながら、またご意見を伺いながら、そういった部分が必要であれば、そういった整備も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） ありがとうございました。雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のそれこそ自然と親しむ、自然で遊ぶというふうなこと、それはそれでいいのではないかなど。ただ、今あそこで、かつては子供会なんかは必ず夏休みになれば、あそこに行ってキャンプするというふうな状況だったのですけれども、今どういう状況なのかはちょっと分かりませんが、またかつて、今もどうなのか、バイクの集団があそこに来て1年に1回すごい集まりがあったというふうなことを聞いたりして、私もある方から盛岡市の人々に軽米町にバイクでそこに行ったことがあるよというふうなこともお聞きしたことあります。

ですから、まだまだそういうふうなこともできないわけではなく、できることであると。ただ、それができる状況なのかを町民の人たちも理解していないのではないかなど。今は、チューリップが終われば何もないと思っているだけで、やはり雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のよさなり、ミレットパークのよさ、それぞれのことをそれぞれの我々住んでいる町民がいかに理解して、自分たちの町を自慢できる

ように、そして口コミでほかの人たちが来たら、ミレットパークに行けばこういうことができるよとか、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米に行けば、こういう遊びができるよとかというふうなことをやれるような、町全体で広報活動していくというふうな状況になればいいのではないかなと思いますので、その辺のところを指定管理でお任せしているからということではなく、一緒になってそういうPR活動をしてほしいなと思いますので、その辺はまずよろしくお願ひしたいと思います。

時間も少なくなりましたので、最後になるかと思いますけれども、観光協会についてちょっとお伺いしたいのですけれども、観光協会、確かに私もちよつとホームページというか、ネットで見たら、町村のレベルでは法人化しているところはないというふうなことなんかがあった。ああ、そうなのかなと。ですけれども、そのやり方次第ではないのかなと。観光協会、任意団体、何か今やっている事業については、町がまず事業費を補助して、予算の中でとにかく軽米町観光協会という名の下で、町が事業運営しているというふうにしか私は見えない。だったら直営でも別に同じではないかなと。例えば森と水とチューリップフェスティバルをやっています。軽米町観光協会という主催でやっているけれども、しかしそこでにぎわって一番もうけているのは、やはり指定管理を受けている軽米町産業開発ではないかと。

例えばチューリップ園の入園料、多分これを見ますと500万円を超えるのではないかと思いますけれども、それは主催している軽米町観光協会に入るのではなく、指定管理を受けている軽米町産業開発に入っているのではないかと思います。何かこれはおかしいなというふうに私は思うのですけれども、チューリップを植えるときから軽米町産業開発が中心になっているとか、そういうふうな話もあったのですけれども、またあそこにお店を出している人たちの1日何ぼとかとあるようですけれども、それも軽米町観光協会の収支には入らないということは、やっぱり多分軽米町産業開発に入っているのではないかと。何か軽米町観光協会がお祭りをやってあげて、そっちにお金が入るような仕組み、何かこれが果たしてどうなのかなという、やはり団体が主催したら団体のほうにもある程度の収入をもらいながら、その収入源でいろいろな支出もしていくと。

大体イベントというのは、私はスポーツ大会中心なのですけれども、参加料をもらって参加料で大会運営費を捻出するというのが一般的なやり方をしていると思うのですけれども、今回は何か町の下請をただ軽米町観光協会がやっていると。だから、人が足りない、足りなければ役場職員の応援をもらうと。何か直営でやっても別に同じではないかなというふうな感じを受けるわけです。その辺のところを少し分析して、果たしてこれでいいのかなというふうなものを考えてほしいなと。

やはりボランティアになるかとは思うのですけれども、これからボランティアは、ある程度の有償ボランティアというふうなことも考えていかなければならない

のではないかなと。やはりお願いしているスタッフに対して、民間の町民の方、いろんな団体の人たちに手伝ってもらったら、その人たちにもある程度の日当でもお支払いするとか、そういうふうなことまで考えるイベント開催にしていかないと、やはりスタッフになる人たちは当然大変ではないかなというふうにも考えるわけです。

ですから、ただただボランティアを募集します、ボランティアを募集しますと言っても、そんなに人が集まる状況にはならないのかなというふうなことを考えますので、やはり軽米町観光協会をこれからつくっていくというか、これから組織して運営していくために、その辺も含めて、何かやるときには、会員は議員が半数だというふうな、議員半数というより、議員になれば軽米町観光協会に入らなければならないという、何か強制的な部分があったなど私は感じているのですけれども、だったら個人会員でもいいから、会員だったら、何かイベントがあるときに行って、来賓ではなく、スタッフとして何か手伝ってくださいというふうなことぐらいまでしないと、やはり会員になっている意味がないのではないかと。

やはり今は、ただただ名誉職みたいな感じで事務局だけがやっている。果たしてこれでは団体活動というのは継続していかないのではないかと思います。やはりその辺も含めた団体の、軽米町観光協会の育成というふうなものを考えてほしいなというふうに思いますので、その辺もっと、任意団体はほかにもいっぱいあるわけです。だから、役場を頼らなければならない部分は確かにあるかと思うのですけれども、それはそれとしてもっともっとやり方、町民の協力を得るというふうな、そのためにはやはりふだんから役場の職員と、そういう関係する団体の人たちとのコミュニケーションを常に密にして、お互い協力体制を築き上げていくというふうなことが一番重要ではないかなと私は思うわけです。

そこで、軽米町観光協会について前々から疑問視していたのが、軽米町観光協会の会長は町長になっているのですが、町長ではなく、軽米町産業開発の社長として山本賢一が会長になっていると。事務局が、役場の商工観光担当の職員が事務局である。果たしてこれはいかがなものかなど。以前総会の席でちょっと話をした経緯がありますけれども、職員の事務局は、何もお話しできないのではないかと。私は、いいとか悪いとかというより、町長職として会長であればそれでいいと思うのです。でも、軽米町産業開発の社長として会長だったならば、事務局を軽米町産業開発の職員にやらせてもいいのではないか。事務局所在地も軽米町産業開発の事務所でいいのではないかと思うのは普通ではないかなと私は思うのですけれども、そのことについて何か、なぜそうなのか、ちょっと私、分かる方がいましたらお願ひしたいのですけれども、最後にそのことを質問して終わりにします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） まず、大変貴重な提言、ありがとうございました。私も立候補してやっているわけではなくて、皆さんから推薦を受けてやれというふうなことでやってございますので、今後のその状況に関しては検討しながら、私でなくともやりたいという方があれば、いつでも替わりながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、いろんなイベントでいろいろ確かに入場料とか様々な収支というか、収入はございます。ただ、全体的に見て、やはり施設が、ミレットパーク、ミル・みるハウス、それから物産館、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米と、大変たくさん施設がございますので、全体の管理運営からすると、このイベントの収入も含めて、委託料の中に盛り込まれてございますので、全体の収支を見ていただいて分かるとおり、黒字よりはむしろ赤字の年のほうが多い状況でもございます。そういうことも改善する意味でも、おっしゃるような、やはり民間とか、いろんな知恵を拝借しながら、イベント活動を盛んにしながら、入り込み数を増やしながら、そしてまた収入を増やす努力はこれからも必要であるし、やっていかなければならぬと思いますので、貴重なご提言、大変ありがとうございました。

○議長（松浦満雄君） 以上で中村議員の質問を終わります。

---

◇ 7番 田 村 せ つ 議員

○議長（松浦満雄君） 次の質問者に移ります。

田村せつ君。

通告した質問方式は、一問一答方式、持ち時間は60分で、2時44分までです。

[7番 田村せつ君登壇]

○7番（田村せつ君） 7番、田村せつです。議長の許可をいただきましたので、私は通告していた2項目について質問いたします。

初めに、熊の出没についてお伺いいたします。熊の出没による被害が各地で相次いでいます。しかも作物のみならず飼い犬や人身被害が多発しています。これには、心が大変痛みます。軽米町でも、飼い犬の被害が2件あったと聞いています。肉の味を覚えた熊は、肉を求めてまた来ると言われています。あちこちで熊の目撃情報もあります。熊から被害を防止するためには、被害防止の取組や組織づくりなど、最善の対策を強化していく必要があると考えますが、町では、このことについてはどのように考えているのでしょうか。また、熊の出没情報が寄せられたときの対応や対策はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） 田村議員の熊の出没についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の熊被害防止の取組や組織の強化についてどのように考えているのかについてであります。被害防止の取組は、防災行政無線による緊急放送や軽米町公式LINEで被害防止に向けた情報を発信し、周知しているところでございます。また、農作物等の被害相談があった場合には、現地確認を実施し、農作物等の収穫残渣の処理ややぶの刈払い等の指導を徹底しているところでございます。

熊を含む有害鳥獣の駆除は、軽米町獣友会に委託しておりますが、会員の高齢化とともに後継者が不足しており、新たな会員確保のため、獣銃、ガンロッカーの購入や獣銃免許取得に係る経費について補助を行っているところであります。

本年度、認定農業者振興会において、農作物被害予防のため狩獵免許取得の意向があったことから、認定農業者に対しまして、岩手県狩獵免許試験の案内を行ったところ、6名の方がわな獵免許試験の申込みを行っております。

今後は、狩獵免許試験の周知などにより軽米町獣友会の会員確保に努めるとともに、他市町村等の取組状況を参考に、有害鳥獣出没前の予防策について検討してまいりたいと考えております。

2点目の熊出没情報が寄せられたときの対応や対策についてお答えいたします。町には、11月21日時点で30件の熊の出没情報が寄せられております。被害状況については6件となっており、農作物被害4件のほか、飼い犬の被害が2件発生しております。対応や対策につきましては、熊の出没情報があった場所が農地や宅地、住宅密集地と人的被害の危険性が高い場合は、速やかに防災行政無線により注意喚起を行うとともに、学校関係、保育園やこども園、二戸警察署、二戸消防署、二戸保健福祉環境センターに連絡し、情報共有しているところであります。

また、軽米町獣友会と連携して現地確認を行い、現地の状況により追払いやわなの設置を実施しております。わなを設置した場合には、付近にセンサーカメラを設置し、熊の出没頻度やわなの設置場所が妥当であるかを検証するとともに、わなの見回りを毎日実施しており、熊がわなにかかっていた場合、迅速に対応できる体制を整えております。

今後は、捕獲率の向上のため、熊用ドラム式箱わなの追加整備や、その他の捕獲用品の整備を図ってまいります。

また、熊が市街地等にとどまっている場合の対応として、緊急銃獣を含めた軽米町ツキノワグマ等市街地出没時対応マニュアルを策定しておりますが、市街地での駆除は、様々な問題が発生する可能性があることから、今後も実施事例や研究成果等を取り入れ、実効性のあるマニュアルとなるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

[7番 田村せつ君登壇]

○7番（田村せつ君） ありがとうございました。熊の出没情報が30件あったということですが、安全対策のために熊の出没注意の看板ですが、車で走っていてもあまり見たことがないのですけれども、看板というのはどういうところに立てているのか、道路からは見えない場所かなと思っています。そうでなくて、やっぱり看板は道路から見える場所に大きなところに、走っていて熊出没に注意、熊注意とか、ああ、ここをこう行けば出るのだとか、そういうふうな認識があつてもいいかなと思いますので、看板はどういう場所に立てているのか、お伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

[産業振興課長 輪達隆志君登壇]

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまの田村議員のご質問にお答えをいたします。

鳥獣対策といいますか、そちらの関係での看板は、特には現在設置してございませんので、今後よく出没するような場所には、議員おっしゃったように看板の設置につきましても検討してまいりたいと思います。

今現在立っている看板、設置されている看板等につきましては、多分ではございますが、各施設の管理者のほうで熊が出る付近の施設の方は看板を設置しているのではないかというふうに捉えておりますので、実際に目撃情報が多い場所、今年度は特に多かったので、そちらのほうを、現場のほうを確認いたしまして、必要であれば、看板の設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

[7番 田村せつ君登壇]

○7番（田村せつ君） ありがとうございます。ぜひ道路からも見える場所に、熊の看板というのはやっぱり立ててほしいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、被害の緊急時に軽米町獣友会会員全員に連絡が行くようになっているとは思うのですが、飼い犬の被害のとき、ある会員は次の日に新聞報道で知ったという会員もいたと聞いています。こういうふうな緊急情報は、会員みんなに一斉に知らせることが大切だと思います。それで、連絡が一斉に情報が行くように、これから連絡手段として、みんなは携帯も持っているので、その携帯をグループLINE方式にして、これからは考えていいってもいいのではないかと思います。そうすると、情報が一斉にみんなに、例えば何月何日に飼い犬が被害に遭った、そういうことがグループLINEを通してみんなに一斉に行くようにしてはどうかなと思いますけれども、こういうふうな考え方はいかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

[産業振興課長 輪達隆志君登壇]

○産業振興課長（輪達隆志君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃったような議論、昨日といいますか、軽米町獣友会との意見交換の中でも出た話題でございました。現在は、軽米町獣友会のほう全員に連絡が行くような体制は取られていないというふうなお話を伺っております。熊が出た、あるいは農作物被害があった、この間あったように飼い犬の被害があったというような場合は、産業振興課のほうから軽米町獣友会の会長、事務局長のほうに連絡をいたしまして、必要な人員を集めて、現場のほうを確認していただきたいというふうな連絡を取っております。

先日伺ったところ、グループLINE的なものつくってグループもあるというふうなお話は伺っておりますが、LINEをできない携帯をお持ちの方もいらっしゃるようで、その方は電話連絡をするにしても、緊急銃獣でのライフルを持った方、あるいは銃獣できる方の確保も問題になってきておりますので、軽米町獣友会の方皆さんに熊の出没情報ですとか、被害情報が伝わるような方法を検討していきたいというお話は、軽米町獣友会ともしておりますので、できればグループLINEをつくっていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） ありがとうございます。ぜひ軽米町獣友会会員全員に連絡が行くような手立てをよろしく考えてほしいと思います。

鳥獣被害対策実施隊という組織があって、その組織には町から補助金が出ていると聞きますが、今は熊の問題で鳥獣被害対策実施隊はいろいろ活動してきたと思うのですが、その鳥獣被害対策実施隊の活動状況の報告はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、輪達隆志君。

〔産業振興課長 輪達隆志君登壇〕

○産業振興課長（輪達隆志君） お答えをいたします。

軽米町の鳥獣被害対策実施隊、メンバーは軽米町獣友会そのものでございますが、鳥獣被害対策実施隊のほうに有害駆除の実施を依頼し、対策が獣期が始まる前、例年ですと10月末でそちらの作業が終了するわけですが、その後いついつパトロールを行うかですか、有害駆除の実施のためにどなたが出動して、どれぐらいの成果といいますか、有害駆除の、鹿を何頭捕ったですか、イノシシを何頭捕った、あるいはハクビシンを何頭捕ったというふうな実績報告を有害駆除実施期間終了後にいただいて、お互に確認をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） ありがとうございます。有害駆除の活動状況の報告などもあるようすで、今後もよろしくお願ひいたします。

登下校中の子供たちが被害に遭うような事態は、絶対にあってはならないことだと思います。熊目撃情報のあった地区の生徒や児童は送り迎えをしたり、安全確保に努めたようですが、今後のこととも考えて対処の仕方などを考えていかなければならないと思うのですが、その対処の仕方も各地区の学校によって違うと思いますので、各学校ごとの安全対策、マニュアル作成をしてはどうでしょうか。そういうふうなことはなされているのか、お伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

熊の出没情報が寄せられたとき等の児童生徒の安全を確保する対策についてであります。教育委員会ではこれまで児童生徒の安全確保を第一に、各学校と家庭、教育委員会が連携しながら取組を進めてきたところであります。まず、熊の出没情報を教育委員会事務局が受けた場合、その学区の小学校及び軽米中学校、軽米高校へ24時間体制で情報提供をしております。

各学校では、必要に応じて保護者に登下校やスクールバス発着場所までの見守りや付添い、送迎などに協力いただいております。家庭の都合でどうしても下校等の迎えができない児童について、軽米小学校、軽米中学校からの相談があり、10月23日から対象の児童生徒について、下校時の安全を確保するため、タクシーを使っての下校を行っておりますほか、スクールバスへの臨時乗車により登下校時の安全確保に取り組んでおります。

また、児童生徒の通学時等の安全を守るために、町内校長会と相談の上、熊よけ鈴を全児童生徒に配布し、11月12日から使用しているところであります。加えて各学校へは熊撃退スプレーを配布し、敷地内等への侵入に備えて対策を講じております。

教育委員会事務局では、軽米町ツキノワグマ等市街地出没時対応マニュアルを受けまして、学校付近に熊が出没した場合や役場に熊の目撃情報が寄せられた場合の連絡経路や各学校の緊急対応が必要になった場合のチェックリストを図示した熊出没対応マニュアルを作成し、11月の校長会議で説明を行ったところであります。今後とも学校、家庭、軽米町、そして教育委員会と情報共有しながら、児童生徒の安心、安全な教育活動をつくってまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） ありがとうございました、それぞれの学校の子供たちへの安全対策がしっかりと取られているようで安心いたしました。

次の質問をいたします。県では、人の生活圏に熊の出没が相次いでいることから、熊の出没に関する警報と被害防止取組強化月間を今月の31日まで延長したといいます。軽米町でも、飼い犬被害の熊はまだ捕獲されていません。まだまだ安全対策は必要だと思っています。そういう意味においても、被害防止の取組や組織づくりは、今後さらに強化していく必要があると考えます。

そこで、今後も熊防止対策安全会議を持つ場合は、その課の担当職員だけでなく、課の職員全員と軽米町獣友会全員が一緒になって情報共有して話し合ってマニュアルをしっかりと作成しておくことが大切だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

田村議員のご指摘のとおり、いずれ熊対策には万全を期さなければならないということでございます。いずれきっちとした情報を、誤った情報でなく正確な情報を皆さんできちっと情報を共有して、やっぱりパトロールするなりなにするなり、そういう形で対応していかなければないと考えておりますので、その辺については徹底して対応に当たるように、軽米町獣友会また役場の職員も含めた形できちっとしたそういう対応を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） ありがとうございました。熊対策についてはしっかりとお願ひいたします。

次の質間に移ります。次は、高齢者福祉サービスの充実について質問します。軽米町では、高齢者がいつまでも生き生きと幸せに暮らせる安心な地域の実現を目指し、様々な福祉事業の推進に取り組んでいます。高齢者は、自分の地域で住み慣れた場所で安心して生活したいと思っています。そのためには、自立した日常生活が送れるように支援していくことが必要だと考えます。9月の定例会において、高齢者の外出支援について伺った際に、移動支援については、ボランティア養成研修を行っており、地域の集まりの場まで移動手段のない人たちを住民同士で協力して送迎を行う仕組みづくりに取り組んでいる。また、9月の町長の政務報告では、高齢者などの移動支援、外出支援について勉強会を開催し、14名の参加者のほか、ボ

ランティア交流会も開催し、住民主体の支え合いの体制づくりを推進しているとありました。

高齢者にとって、このような体制づくりができれば助かると思いますが、このことはどのようなことなのか。また、移動することや外出することが困難な高齢者にはどのような関わりをしてくれるのか伺います。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の高齢者福祉サービスの充実についてのご質問にお答えいたします。

町では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の通いの場を拠点に社会的交流や介護予防を図ることを目的として、介護予防運動教室、いきいき百歳体操の実施や地区で開催するふれあい共食事業への支援等を行っております。

そういった中で、住民の方から「高齢になって地域の通いの場に通うことが難しくなった」、「会場まで歩いていくことが大変だ」等の声がある一方で、個人的に地域の通いの場まで高齢者を送迎している方からは、万が一事故などに遭った場合の対応が心配という声もございます。

町としましても、さらなる通いの場の充実と拡充を図るため、通いの場までの移動や送迎で困っている人を支援する互助、共助の取組を進めることをテーマとし、移動支援、外出支援についての勉強会や視察研修を実施しております。

今後も各地域での通いの場の活動について、実態把握を行うとともに、既に通いの場までの送迎を実施している、また実施しようと検討している住民の方々と連携、協議を行いながら、地域の主体的な取組を支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） ありがとうございました。行きたくても行けない高齢者のために、移動支援、外出支援があれば助かるのではないかなと思って、今回お伺いしました。答弁をお聞きした限りでは、住民主体の支え合いの体制づくりは、まだ現在進行形ではないかなと思っていますが、体制づくりは、まだしっかりとできていないのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの田村議員のご質問にお答えします。

地区によっては既に送迎のほうを行っている団体もございます。ただ、多くの団

体ではまだこれからという体制でございます。今後につきましても、地域の方々と相談、協力しながら、どのような、地区ごとに様々なケースが考えられますので、どういった課題があるのか、そういうふうなものも相談しながら各地区に合った形での体制づくりに今後も協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） ありがとうございました。地区に合ったそれぞれの形で既に始めているところもあるということですし、多くの団体はこれからということです。個人的に地域の通いの場まで高齢者を送迎している方からは、万が一事故などがあった場合の対応が心配という声もあることから、移動支援、外出支援は、こういうふうにボランティアでやることは大変大切だと思いますので、今後こういうふうな体制づくりをしっかりと実施して、拡充して地区に合った形をつくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 田村議員のご質問にお答えします。

実際既に行っている方々から、もし事故があったときに心配だというお声もありますので、そちらにつきましても、民間の保険等、そういう活動に合った内容の保険等、情報提供等を行っております。これから様々な地区で団体も体制等を整備し、立ち上げを行っていきたいと考えております。

その際に、町としてはどういった支援ができるのか、財政的な支援が必要なのか、その辺につきましても今後皆様方と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、12月5日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時13分）